

東京農業大学校友会福井県支部会則

(名称)

第1条 本会は「東京農業大学校友会福井県支部」と称する。

(目的)

第2条 本会は東京農業大学校友会本部との連携を図り、会員相互の親睦と発展に寄与することを目的とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は支部長宅に置く。

(会員)

第4条 本会の会員は東京農業大学校友会会則の定めるところによる会員で福井県在住の校友をもって組織する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置き、任期は2ヵ年とし総会で選出する。但し再選は妨げない。
支部長 1名、副支部長 若干名、幹事 若干名、監事 2名

(役員の仕事)

第6条 支部長は本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 幹事は幹事会を組織して会務の執行に必要な事項を審議する。
- 4 監事はこの会計処理状況を監査する。

(顧問・参加)

第7条 本会に顧問・相談役を置くことができる。

(総会)

第8条 総会は定期・臨時総会とし、定期総会は原則として毎年1回開催し、臨時総会は必要に応じ支部長がこれを召集する。

- 2 役員会は必要に応じて支部長が召集する。
- 3 総会では次の事項を審議する。
 - (1) 会務の報告に関する事項。
 - (2) 事業計画、予算および決算に関する事項。
 - (3) 会則の改正に関する事項。
 - (4) その他重要な事項。

(会費)

第9条 本会の経費は必要に応じて徴収する。

(補足)

第10条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は支部長が定める。

(附則)

本会則は昭和52年8月6日から施行する。

本会則は平成11年12月12日より施行する。(全面改訂)